# 令和6年度第2回総会(月例)議事録

日時	令和6年5月27日(月) 午前10時開会
場所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員(18名)	上入來       幸一(会長)       仮屋       幸孝(会長代理)         有村       伊智博       池田       晃       岩元       節朗       上四元       正昭         園山       一則       豊留       辰男       鳥丸       俊秀       永尾       寛         中村       秀彦       鳩宿       隆雄       枇榔       稔       福永       大悟         穂満       和廣       堀之内       薫       本多       剛       横峯       明人
欠席委員(1名)	弟子丸 宗一
事務局	事務局長 種村 主 幹 竹之内 支局主任 濱畑、陣ケ尾、小山田、山下、山崎、山中、小村、児之原、栗須 専門員 髙山、指宿、有馬、新村、吉満、折田、渡邉、真方、福元 主 査 安樂、上﨑 主 任 矢崎、米倉
農政総務課	主 査   神崎    技 師   井手
議	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件 8 地域計画に係る意見書に関する件 9 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 10 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の 実施状況の公表(案)について
報告事項	<ul> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</li> <li>3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について</li> <li>6 農用地利用集積等促進計画に関する報告について</li> <li>7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について</li> <li>8. 令和6年度最適化活動の目標設定等について</li> </ul>

開 会(午前10時)

議 長

定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第2回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、弟子丸委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、中村委員、堀之内委員にお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

それでは、議題の審議に入って参ります。

			議    題
			議題1.農地法第3条許可申請に関する件
			1ページ~4ページ 14件
議	Ŧ	長	それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、2番委員お願いします。
2	番委員		ご報告します。 番号1号、申請理由:労力不足、相手要望、権利の種別:所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、本市において農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。
議	£	長	次に、谷山、14番委員お願いします。
1 4	4 番委員		ご報告します。 番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号3号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 番号4号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議	£	長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
1 8	8 番委員		ご報告します。 番号5号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、 20年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号6号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議	£	長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5	5 番委員		ご報告します。 番号7号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号8号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、 20年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議	£	長	次に、桜島、5番委員お願いします。

#### 5 番 委 員

ご報告します。

番号10号、相手要望、規模拡大、使用貸借権、期間:10年。 この件について補足して説明します。

借主は、桜島についての資料の収集保存、調査研究、教育普及に関する事業を行うため農地を取得するもので、また、令和2年からは森林資源の保全を行い、安定した椿の供給を目指し、椿畑の育成に取り組んでいます。人口が減少し少子高齢化の進む地域で、手入れや収穫ができなくなり、耕作放棄地となった椿畑の開墾を行っており、今回はさらに規模を拡大するために使用貸借により農地の利用を申請するものです。農地法の例外規定、施行令第2条第1項第1号イに該当するため、農地を取得することができると判断したところでございます。以上です。

## 議 長 次に、喜入、1番委員お願いします。

#### 1 番 委 員

ご報告します。

番号11号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。

番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。

番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。

番号12、13について補足説明をいたします。

譲受人は、現在の経営農地はありませんが、以前より近辺において営農を手伝っていることから、新規就農には該当しません。

番号14号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。

この件について補足説明をいたします。

譲受人は、現在の経営農地はありませんが、以前より近辺において営農を行っていることから、新規就農には該当しません。 以上です。

#### 議 長

ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。

別冊資料1にありますように、番号10号は、農地法施行令第2条第1項第1号イの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題2. 農地転用事業計画変更に関する件 5ページ 2件

### 議 長 次に、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 業題2「農地法第4条款可申請に関する件」の番号1 2号

議題3「農地法第4条許可申請に関する件」谷山の番号1、2号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 それでは、谷山、14番委員お願いします。

#### 1 4 番 委 員

ご報告します。

番号1号、変更前:建売住宅1棟75.35㎡、庭敷地等297.65㎡、変 更後:建売住宅1棟94.81㎡、庭敷地等175.19㎡、申請事由:資材及 び地価の高騰による販売価格を抑えるために敷地面積を縮小し、建売住宅1棟を 建築するもの。権利の種別:所有権移転、許可日:令和2年3月19日、許可番 号:農委第0125-49号。

番号2号、変更前:建売住宅1棟75.35㎡、庭敷地等297.65㎡、変 更後:資材置場86.00㎡、申請事由:建築資材が高騰する前に、大量の資材 を確保するための資材置場とするもの。権利の種別:所有権移転、許可日:令和 2年3月19日、許可番号:農委第0125-49号。

番号1、2は資料6ページの第4条番号1、2と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。

6ページです。

番号1号、用途・施設:建売住宅1棟94.81㎡、庭敷地等175.19㎡、 周囲の状況及び被害防除計画:東…宅地、西…別件事変申請地、南…他人畑、山林、北…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。

番号2号、資材置場86.00㎡、東…別件事変申請地、西…宅地、南…山林、 北…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流。

番号1、2について、補足して説明いたします。

申請地は、道に接しておりませんが、水路に蓋を設置し接道を確保します。以上です。

#### 議

長

ただいま、調査員から説明がありました。

今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」2件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。 又、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」番号1、2号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 6ページ 2件

議長	次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」の2件ですが、先程、議題 2と併せて審議が終了しております。				
	 議題4.農地法第5条許可申請に関する件 7ページ~8ページ 6件				
議長	次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。				
1 4 番委員	ご報告します。 番号1号、用途・施設:宅地分譲2区画486.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画:東…他人田、雑種地、西…市道、南…他人田、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別:所有権移転、売買。この件について、補足して説明いたします。これまでは市街化調整区域内における宅地分譲の転用は認めないこととされていましたが、平成31年3月29日付農林水産省からの通知により、一定要件を満たす場合は、建築条件付売地について認められるようになったものです。要件としましては、① 土地の売買契約後、おおむね3月以内に建築請負契約を締結すること② 一定期間内に①の建築請負契約がなされないときには、本件の売買契約は解除されること ③ 当該土地を建築主が販売できないと判断した場合は、譲受人自らが住宅を建築することとなっております。以上です。				
議長	次に、吉野、15番委員お願いします。				
15番委員	ご報告します。 番号2号、住家1棟77.37㎡、庭敷地等153.63㎡、東・西…宅地、南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号3号、住家1棟73.07㎡、庭敷地等380.93㎡、東…他人畑、西…市道、宅地、南…渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。				
議長	次に、吉田、4番委員お願いします。				
4 番 委 員	ご報告します。 番号4号、庭敷地等160.00㎡、東…宅地、西…水路、南・北…他人田、境界…土留、雨水…水路放流、所有権移転、売買。 以上です。				
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。				

#### 1 番 委 員

ご報告します。

番号5号、住家1棟79.91㎡、庭敷地等199.09㎡、東・南…農道、西・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

番号6号、住家1棟91.50㎡、庭敷地等318.50㎡、東…他人畑、西…市道、南…里道、渡人畑、他人畑、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

この件について補足説明をいたします。

申請地は、喜入支所から北西に約5.0kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。

第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当するため、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。

以上です。

#### 議長

ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。

今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号6号は第1種農地、それ以外は全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」6件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

但し、第1種農地である番号6号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、 許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。

## 議題 5. 非農地認定に関する件

9ページ~10ページ 6件

#### 議

長

次に、議題5「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。

#### 1 4 番 委 員

ご報告します。

番号1号、調査結果: 孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。

番号 2 号、調査結果: 5482-61: 雑木自然繁茂、約 60年経過、現況山林。 7175、 7196-1、 7197-1: 杉、孟宗竹自然繁茂、約 60年経過、現況山林。

番号3号、調査結果:雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。番号4号、調査結果:雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。

以上です。

議	:	長	次に、吉野、15番委員お願いします。			
1	5番委	員	ご報告します。 番号5号、調査結果:杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号6号、調査結果:住家1棟、44年経過、現況宅地。 以上です。			
議	:	長 ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕				
			それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「非農地認定に関する件」6件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。			
			議題 6. 農用地利用集積計画に関する件 11ページ~19ページ 14件			
議	:	長	次に、議題6「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。			
事	務	局	資料の11ページをご覧下さい。 「議案第6号」、令和6年5月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表についてご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 所有権移転権1件、5筆、11,359.00㎡。賃貸借権9件、14筆、14,318.00㎡。使用貸借権4件、9筆、9,541.00㎡。合計14件、28筆、35,218.00㎡です。 議案書の12ページから19ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。 これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。			
議		長	ただいま、事務局から説明がありました。これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。			

議題 7.農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件				
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
議長				
4 番 委 員	ご報告します。2ページです。 3.変更後の用途、一般住宅 4.現況、申出地は、西佐多町西麓地区にあり、吉田支所から北へ約3.5 kmに位置し、東・南側は渡人田、西側は宅地、北側は市道に接している。 5.農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。			
議長	次に、松元、17番委員お願いします。			
17番委員	ご報告します。6ページです。 3.変更後の用途、建売住宅 4.現況、申出地は、直木町久保地区にあり、松元支所から南西へ約2.0 kmに位置し、東・南側は市道、西・北側は他人畑に接している。 5.農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部と接していないが、住宅と連たんしており、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。次に、10ページです。 3.変更後の用途、倉庫及び材木置場 4.現況、申出地は、直木町千茶木地区にあり、松元支所から南南西へ約2.9 kmに位置し、東・西側は他人畑、南側は市道、北側は宅地に接している。5.農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。以上です。			

### 議

長

ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7「農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件」3件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

## 議題8. 地域計画に係る意見書に関する件 別冊資料3 1件

議

長

次に、議題8「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。

それでは、農政総務課から説明をお願いします。

#### 農政総務課

別冊資料3の1ページをご覧ください。

地域計画の変更に関する意見聴取でございます。

主な変更の内容は、東桜島町2237-1の担う者の変更となっております。 別紙でカラーの地図を配布しておりますが、左上の方に担う者を変更する農地 ということで、△で囲んである場所が今回変更する所です。

今までは、dyというプランで設定されておりましたが、このプランの方が変更となります。変更後は、czに変わります。この変更に伴いまして、7ページのまん中ほどの囲ったところがczになっておりますが、このczの面積が増加しております。この変更によりdyがこの地域内の農地を持たなくなり、dyは削除されております。

以上です。

#### 議

長

ただいま、農政総務課から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8「地域計画に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり決定いたします。

なお、「制度の周知徹底」を農業委員会の意見として提出したいと考えておりますがよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、そのようにすることといたします。

		議題9.農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件
		別冊資料4 1件
議	長	次に、議題9「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料4です。 それでは、農政総務課から説明をお願いします。
農政総	務課	別冊資料4の1ページをご覧ください。 令和6年8月1日から貸付開始予定の農用地利用集積等促進計画案について、 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地バンクに農 用地利用集積等促進計画(案)を提出する前に、農業委員会の意見を求めるもの です。 貸付予定の農地は、本名町の田3筆で、地域計画に基づき、認定農業者一人に 合計面積3,030㎡貸付を行います。設定する利用権の詳細及び借受人の農業 経営の状況については、2ページから7ページに記載がございますので、お目通 しをお願いいたします。 以上です。
議	長	ただいま、農政総務課から説明がありました。これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。
議題:	10.	令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の
		表(案)について
		別冊資料 5
議	長	次に、議題10「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その 他事務の実施状況の公表(案)について」を審議します。別冊資料5です。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務	局	「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」ご説明申し上げます。 各農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第37条の規定により、令和4年度より、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、点検評価を行った上で、6月までに公表、知事に報告するということになっております別冊資料3 1ページをご覧ください。 I 農業委員会の状況につきましては、現在の体制、概要になります。2ページをご覧ください。

Ⅱ 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標 (1)農地集積

③ 実績

今年度の認定農業者の新規集積面積 7.8 h a 今年度末の集積面積累積 3 9 5.0 4 h a 集積率 1 3.4 0 % 目標に対する達成状況 9 7.1 0 % となっております。

3ページをご覧ください。

(2) 遊休農地の発生防止・解消

③ 実績

ア 既存遊休農地の解消 a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積 1.4 h a 今年度の目標に対する達成状況 2.34%となっております。

イ 新規発生游休農地の解消

前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積 0.1 h a となっております。

④ その他

農地の利用状況調査面積 9.2 h a となっております。

4ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進 ③ 実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の 面積 0.0 h a となっております。

参考として、新規参入経営体数 43経営体となっております。

- 2 最適化活動の活動目標 (2)活動強化月間の設定
- ② 実績

活動強化月間の設定回数3回の活動ができております。

5ページをご覧ください。

- (3) 新規参入相談会への参加
- ② 実績

新規参入相談会への参加回数1回 鹿児島市農林水産まつりにおきまして、農業相談コーナーを設置し、就農相談、農地相談に対応いたしました。

達成状況の評語、推進委員等の点検・評価結果は空欄になっております。

これにつきましては、皆様の日誌の活動日数を基に加算報酬となる国からの交付金を算出することから、日誌を精査する必要があるため、お時間を頂きたいと思います。そのため、今回ここは空欄のままでご承認頂くことになります。

この分につきましては、今後、合同委員会、6月総会の場で報告いたしますので、確認をして頂きたいと思います。

6ページをご覧ください。

Ⅲ 事務の実施状況を記載しておりますので、お目通しをお願いします。 以上で説明を終ります。

議		長	
			これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。
			〔「2番委員」挙手あり〕
			はい、2番委員どうぞ。
2	番 委	員	1ページの2 農家・農地等の概要に総農家数3,591、農業経営体数 944となっておりますが、どういう経営体を農業経営体数というのか、また総
			農家数との違いは何ですか。
事	務	局	総農家数は、経営耕地面積が10a以上の農家、販売農家、自給的農家、土地 持ち非農家、これらの合計でございます。
			持ちれ戻家、これらの古司でこさいます。   農業経営体は、農林業経営体がございまして、そのうちの経営耕地面積が30
			a 以上の農家、農作業の作付面積が一定規模以上の農家、農作業受託をされてい
			る農家、いすれかに該当する農家がこの中に入ります。
			以上です。
2	番委	員	わかりました。
議		長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。
			〔「異議なし」の声あり〕
			それでは、議題10「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
			その他事務の実施状況の公表(案)について」は、原案どおり承認することに決 定いたします。
			LV 1C U & y o
			議題の審議は以上です。
			続きまして、報告事項に入ります。
<u> </u>			

			報告	事	項
		_	1. 法務局から照会のあった		ついて
			20ページ~22		
議		長	報告事項1「法務局から照会のあ		況について」
			まず、谷山、14番委員お願いし	ノます。 	
1 4	番委	員	報告します。20ページです。		
			照会日:令和6年4月24日、野にあり、現況非農地である。	見況:非農地、調	査結果:該地は市街化区域内
			処理状況:令和6年5月2日 居 次に、21ページです。	<b>E児島地方法務局</b>	へ報告済。
			照会日:令和6年5月9日、現2	兄:非農地、調査	結果:該地は市街化区域内に
			あり、現況非農地である。 処理状況:令和6年5月16日	鹿児島地方法務	局へ報告済。
議		長	次に、伊敷、18番委員お願いし		
FJX				<i>7</i>	
1 8	番委	員	報告します。22ページです。		
			照会日:令和6年5月8日、現沙	兄:非農地、調査	結果:該地は市街化区域内に
			あり、現況非農地である。		
			処理状況:令和6年5月17日	鹿児島地方法務	局へ報告済。
			2. 国土利用計画法による届出	土地に関する調書	<b>書について</b>
			2 3ページ~2 4・	ページ 2件	
議		長	次に、報告事項2「国土利用計画 まず、吉野、事務局お願いします		土地に関する調書について」
吉 野	予 支	局	この件につきまして、事務局から	っご報告申し上げ	`ます。
			23ページをお開きください。		
			今回の届出の面積は4,799.	00㎡で、市街	化区域で2,000㎡以上に
			なるため、国土利用計画法による届	出が必要になり	、5月8日に提出されました。
			申請地に農地が含まれていること	から、農業委員	会事務局に意見を求められ、
			回答したものです。		
			表内の左側1の「申請等に係る事所在5筆は記載のとおりであり、地	· · · · ·	
			目的は宅地分譲です。 次に「2 農地の区分等」ですが	由善州沿一市经	お化区域内になる農地です
			次に「2 展地の区方等」ですが 次に「3 他の土地利用計画との ですが、農業振興地域と、農用地区	関係」の欄の「農業	業振興地域整備計画との関係」
			「その他の土地利用計画との関係」		-
			すので、転用の際は、農地法第5条 月25日に回答したところです。		
			以上で報告を終わります。		

議			長	次に、松元、事務局お願いします。
松	元	辛	局	この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。
7,24	76	人	/HJ	24ページをお開きください。
				24
				人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が4月3日
				提出されました。
				地口でれるした。   申請地に農地が含まれていることから、農業委員会事務局に意見を求められ、
				日答したものです。 「回答したものです。
				固合したものとす。   表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが,譲受人、譲渡人、農地の
				一番のと聞いる。中間寺にはる事項寺」の欄でりが、歳支人、歳後人、長地の   所在14筆は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)9,655.82㎡、転用
				目的は流通センター建設です。
				次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は、第3種農地に該当します。
				次に「2 展地の区分等」ですが、中間地は、第3種展地に該当しより。   次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」
				ですが、農業振興地域と、農用地区域には、該当しません。
				「届出地には、農地が含まれているため、転用の際には、農地法第5条に基づく
				許可が必要です。
				T. M. W. G. C. F.
				する案件である。」と土地利用調整課へ4月16日に回答したところです。
				以上で報告を終わります。
				3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について
				2 5ページ~2 6ページ 8件
				4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について
				2 7ページ~3 2ページ 1 4件
				5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について
				3 3ページ~3 4ページ 4件
				6. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について
				3 5ページ~3 6ページ 1件
議			長	次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」
				報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」
				報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」
				報告事項6「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」
				それでは、事務局の報告をお願いします。

# 事 務 扂

25ページをお開き下さい。

報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。

この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町 村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は8件です。

登記地目別では、田18筆、15,818.00㎡、畑24筆、

12,446.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が7件、その他が1件。権利の種別は、所有権が8件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が7件となっております。

26ページは、農地法第3条の3関係の内容です。

お目通しをお願いいたします。

#### 事 務 局

次に、27ページをお開き下さい。

報告事項4「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。

これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。

転用目的別では、第4条関係は、ありませんでした。

第5条関係では、多い順に一般住宅が8件、駐車場が3件、資材置場、店舗等、 その他が各1件、合計14件となっております。

28ページから32ページは、5条関係14件の内容です。お目通しをお願いいたします。

## 事 務 局

次に、33ページから34ページをお開き下さい。

報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告」についてです。

谷山地区で2件、吉野地区で1件、桜島地区で1件、合意解約の通知が出ております。

お目通しをお願いいたします。

#### 事 務 局

次に、35ページをお開き下さい。

報告事項6「農用地利用集積等促進計画に関する報告」についてです。

これは、令和6年2月28日に開催した令和5年度第11回総会におきまして、 同計画に係る意見書に関する件ということで、ご審議いただいた貸借についての 県知事認可があったものを報告する内容となっております。

右側の一番下になります。

賃貸借権1件、1筆、1,400.00㎡です。

36ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。

お目通しをお願いいたします。

## 7. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料 6 152件

## 議 長

次に、報告事項7「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料6です。

それでは、事務局の報告をお願いします。

事	務	局	報告事項7「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。 別冊資料6をご覧下さい。 先月の地区推進協議会等で計152筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。
			8. 令和6年度最適化活動の目標設定等について
=>4-		<b>=</b>	別冊資料7
議		長	次に、報告事項8「令和6年度最適化活動の目標設定等について」別冊資料5です。 それでは、事務局の報告をお願いします。
事	務	局	報告事項8「令和6年度最適化活動の目標設定等について」報告いたします。 別冊資料7の2ページをご覧下さい。 (3)遊休農地の解消 ②目標 イ新規発生遊休農地の解消ですが、1.54 haを1,75haに修正をしております。 以上です。
議		長	ありがとうございました。
			本日の議事は、全て終了しました。 (議事終了:午前10時45分) 続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事	務	局	・令和6年度第3回総会(月例)開催日時は、 6月28日(金)午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 ・令和6年度第1回合同委員会開催日時は、 6月6日(木)午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
議		長	以上で、本日の総会を終了いたします。 閉 会 (午前10時50分)